

議 事 日 程 (第5号)

平成28年6月17日(金) 午前10時開議

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙 |
| 日程第2 | 静岡地方税滞納整理機構議会議員の選挙 |
| 日程第3 | 議案第52号 社会体育施設等への指定管理者制度の導入のための関係条例の整備に関する条例制定
について |
| 日程第4 | 議案第53号 湖西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改
正する条例制定について |
| 日程第5 | 議案第54号 湖西市風致地区条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第6 | 議案第55号 湖西市新居関所周辺地区景観条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第7 | 議案第56号 財産の取得について |
| 日程第8 | 議案第57号 市道の路線の廃止について |
| 日程第9 | 議案第58号 平成28年度湖西市一般会計補正予算(第1号) |
| 日程第10 | 議案第59号 平成28年度湖西市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第11 | 議案第60号 平成28年度湖西市水道事業会計補正予算(第1号) |
| 日程第12 | 議案第61号 特別委員会の設置について |
| 日程第13 | 議案第62号 議員派遣について |
| 日程第14 | 請願第2号 自動車関係諸税の見直しについての意見書提出に関する請願 |
| 日程第15 | 請願第3号 所得税法第56条の廃止を求める意見書提出を求める請願 |

○本日の会議に付した事件……………次に掲げるとおり

議事日程に掲げた日程第1から日程第15

地域医療等対策特別委員会の閉会中の継続審査

広報広聴特別委員会の閉会中の継続審査

議案第63号 自動車関係諸税の見直しについての意見書の提出について

○出席及び欠席議員……………出席表のとおり

○説明のため出席した者……………出席表のとおり

○職務のため議場に出席した事務局職員……………出席表のとおり

午前10時00分 開議

○議長（二橋益良） ただいまの出席議員は18名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

○議長（二橋益良） 初めに、事務局長から報告事項を申し上げます。

〔議会事務局長 山本一敏登壇〕

○議会事務局長（山本一敏） 追加議案の受理について申し上げます。

本日、議会運営委員会より議案の提出が2件ございました。その内容は、特別委員会の設置1件、議員派遣1件でございます。以上で報告を終わります。

○議長（二橋益良） 報告は終わりました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

○議長（二橋益良） 日程第1 静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

静岡県後期高齢者医療広域連合議会につきましては、広域連合規約第7条第2項の規定により、市議会議員から6名を選出することになっております。

このたび、市議会議員区分から選出すべき議員のうち3名が欠員となり、その補充のため候補者を募ったところ、候補者が4名となり、選挙すべき人数を超えましたので、投票による選挙が行われるものです。

この選挙は広域連合規約第8条第4項の規定により、全ての市議会の選挙における得票総数により当選人を決定することになりますので、会議規則第32条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行えません。

そこでお諮りいたします。選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず有効投票のうち候補者の得票数までを報告することといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

選挙は投票により行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（二橋益良） ただいまの出席議員数は18人です。

投票用紙を職員から配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（二橋益良） 投票用紙の配付漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○議長（二橋益良） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。候補者は事前に配付してあります一覧表のとおりでございます。また、投票は単記無記名です。投票用紙に候補者の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

それでは投票用紙に候補者の記入をお願いいたします。

ただいまから投票を行います。

事務局長に点呼を命じます。

〔議会事務局長 氏名点呼→投票〕

○議長（二橋益良） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 投票漏れなしと認め、議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

○議長（二橋益良） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に7番 渡辺 貢君、8番 吉田建二君を指名いたします。

両君の立ち会いをお願いいたします。立会人の方は書記席までお進みください。

では、開票を始めてください。

〔開 票〕

○議長（二橋益良） 立会人の方、御協力ありがとうございました。

選挙の結果を報告いたします。報告は届け出順に行います。

投票総数18票。

有効投票18票、無効投票ゼロ。

有効投票のうち、影山正直君ゼロ票、浅原和美君
ゼロ票、二橋益良君17票、内田隆典君1票。

以上のとおりでございます。

○議長（二橋益良） 日程第2 静岡地方税滞納整理機構議会議員の選挙を行います。

静岡地方税滞納整理機構議会につきましては、静岡地方税滞納整理機構規約第8条の規定により、市議会議員から2名を選出することになっております。

このたび、市議会議員区分から選出すべき議員2名が欠員となり、その補充のため候補者を募ったところ、候補者が3名となり、選挙すべき人数を超えましたので、投票による選挙が行われるものでございます。

この選挙は滞納整理機構規約第8条第4項の規定により、全ての市議会の選挙における得票総数により当選人を決定することになりますので、会議規則第32条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行えません。

そこでお諮りいたします。選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず有効投票のうち候補者の得票数までを報告することといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

選挙は投票により行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（二橋益良） ただいまの出席議員は18人です。

投票用紙を職員から配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（二橋益良） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○議長（二橋益良） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。候補者は事前に配付してあります一覧表のとおりでございます。また、投票は単記無記名です。投票用紙に候補者の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

それでは投票用紙に候補者の記入をお願いいたします。

ただいまから投票を行います。

事務局長に点呼を命じます。

〔議会事務局長 氏名点呼→投票〕

○議長（二橋益良） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 投票漏れなしと認め、議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（二橋益良） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に9番 加藤弘己君、10番 竹内祐子さんを指名いたします。

両君の立ち会いをお願いいたします。立会人の方は書記席までお進みください。

では、開票を始めてください。

〔開 票〕

○議長（二橋益良） 立会人の方、御協力ありがとうございました。

選挙の結果を報告いたします。報告は届け出順に行います。

投票総数18票。

有効投票18票、無効投票ゼロ。

有効投票のうち、松田吉嗣君1票、水野 明君16票、落合勝二君1票。

以上のとおりでございます。

○議長（二橋益良） 日程第3 議案第52号 社会体育施設等への指定管理者制度の導入のための関係条例の整備に関する条例制定についてを議題といたします。

質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。初めに7番 渡辺 貢君の発言を許します。

7番 渡辺 貢君。

〔7番 渡辺 貢登壇〕

○7番(渡辺 貢) 7番 渡辺 貢であります。議案第52号 社会体育施設等への指定管理者制度の導入のための関係条例の整備に関する条例制定について、お尋ねをいたします。

この時期に、指定管理者制度を新たに導入しようとする理由を教えてください。メリットを考えてのことだと思いますが、導入することへの期待というのはどういうことでしょうか。それから指定管理者制度導入後のスポーツ推進課など運動公園内の事務所の職員配置については、どのように考えておられるのか、この3点、あわせてお答えをいただきたいと思います。お願いします。

○議長(二橋益良) それでは答弁お願いいたします。教育次長。

〔教育次長 落合 進登壇〕

○教育次長(落合 進) それでは渡辺議員にお答えいたします。

3点、質疑いただきました。まず1点目の新たに指定管理者制度を導入する理由でございますけれども、指定管理者制度は公共施設のより効率的な、より効果的な管理を目指しまして、管理主体の範囲を民間事業者等に拡大するとともに使用許可等の権限も行使できることとすることにより、民間事業者が有する高度な専門的知識や経営資源を積極的に活用し、住民サービスの向上と行政コストの縮減等を図るために行うものでございます。

2点目の期待するものでございますけれども、指定管理者制度に期待することは、住民サービスの向上、行政コストの縮減でございます。

3点目につきましては、職員配置につきましては、指定管理者導入後の運動公園管理事務所には指定管理者の職員が配置されることと思われれます。具体的な人員等についてはこれから公募により、応募される団体の提案によるものになります。また運動公園管理事務所で現在従事してございますスポーツ推進課の職員につきましては、今後検討する予定でございます。以上です。

○議長(二橋益良) 7番 渡辺 貢君、よろしい

ですか。

○7番(渡辺 貢) サービス向上とコスト削減ということではありますが、今までもそういう機会はあったと思いますが、なぜこの時期かということをおっしゃると、何か機会があれば教えていただきたいというのが一点。

それから、運動公園の事務所は現在スポーツ推進課がいるわけですが、この管理者が入ることになれば、スポーツ推進課はそこから抜けると、別の場所に移るとということも視野に入れているのかどうか、そのことについてお尋ねします。

○議長(二橋益良) 教育次長。

○教育次長(落合 進) 指定管理者制度を導入する経緯というか概要ですけれども、若干吉田議員の質疑にかぶってしまいますけれどもよろしいでしょうか。

社会体育施設の指定管理者制度の検討につきましては、湖西運動公園については平成23年度から実施してございます。みなと運動公園の指定管理につきましては平成25年度から湖西運動公園とあわせて指定管理ができないかということで検討してございました。また新居スポーツ広場公園につきましては、平成26年9月に完成いたしまして、新居体育館の平成27年度の1年間の管理運営費の実績を把握したところから、本格的に指定管理者制度を導入するよう検討してございました。そんな経緯で指定管理者制度の導入を検討してございます。

2点目のスポーツ推進課の職員でございますけれども、先ほども答弁させていただきましたように、当然、指定管理者が運動公園の事務所に職員を配置しますので、その中にスポーツ推進課が間借りするというのはちょっと考えにくいことから、現在どこか移転する先を検討しているというところでございます。以上です。

○議長(二橋益良) 7番 渡辺 貢君。

○7番(渡辺 貢) わかりました。ありがとうございました。

○議長(二橋益良) 以上で、7番 渡辺 貢君の質疑を終わります。

続いて8番 吉田建二君の発言を許します。8番

吉田建二君。

〔8番 吉田建二登壇〕

○8番（吉田建二） 質疑をさせていただきます。

私は、施設管理の運営を委託するに当たって、6施設一括で行う場合もあるし、あるいは幾つかに分割する、または各单位ごと、いろいろ考えられるけども、今回6施設を一括する形となったその事由をお尋ねするわけです。

今のさきの同僚議員の質疑の中で、サービス向上とコスト削減がいわゆる指定管理者制度を導入しようとする理由だよということですけども、一括にすることがこういう点でコストの削減だとか、サービスの向上につながるのか、何かそういうようなこと、6施設一括というそのこのところのこだわったというか、それを選定した決定的な理由というんですか、そういうところを、ポイントをお尋ねしたいと思います。

○議長（二橋益良） 教育次長。

〔教育次長 落合 進登壇〕

○教育次長（落合 進） 吉田議員にお答えいたします。

現在、湖西地区の社会体育施設の貸出業務は、湖西運動公園の管理事務所で行ってございます。また新居地区の同施設、社会体育施設の貸出業務につきましては、新居体育館のほうで行ってございます。

そう考えますと、議員が言われましたように一括でなくて、あえて分けるとすれば、新居地区と湖西地区ということで2カ所になるのかなというふうにも検討しましたがけれども、教育委員会といたしましてはトータルコストの縮減と総合的・統一的な運営を考慮いたしまして、6施設一括で導入ということで至ったものでございます。

なお、近隣の市町の状況を調べさせていただきまして、磐田市が16施設を全て一括で指定管理、また袋井市も11施設を一括で指定管理しているというような状況も情報を得ておりまして、今回、湖西市につきましては6施設を一括というふうに至ったものでございます。以上です。

○議長（二橋益良） 8番 吉田建二君、よろしいですか。

○8番（吉田建二） 他市の状況も参考にしている中で1カ所にとということでございますが、今も説明の中でありましたように、新居と湖西との2つぐらいに分けるのが一番効率がいいのかなというような思いもしたもんですから質疑をさせていただきました。

かえって新居でいろいろあれするときに、湖西のほうまで行かなければならないとか、湖西がまた新居のほうへとか、1カ所に寄ることによって、逆に大変さがなければいいなとこう心配をしたわけですが、その点についての不安というんですか、懸念というんですか、そこら辺は特に感じておられないでしょうか。その点について、いま一度確認させてください。

○議長（二橋益良） 教育次長。

○教育次長（落合 進） 先ほども言いましたように、新居と湖西の2カ所に分けますと、例えば野球をやりたいといったときに、新居に申し込んで、みな運動公園が使えないといったときに、同じ管理者でありましたら湖西のほうはあいてるからどうぞというようなことで、市民のサービスを考えますと、一元の指定管理のほうがよかろうかというふうに考えました。以上です。

○議長（二橋益良） 8番 吉田建二君。

○8番（吉田建二） その点について検討されたということならば、そのことを成果を期待していきたいと思います。

2番目の質疑をお願いいたします。

施設の管理運営を指定管理者に委ねていこうと、こう決定するに至ったこれまでの検討の経過について、その概要の説明をお願いしたいと思います。

先ほど、23年度から25年度からとそれぞれの施設をやってきたよということでございますが、この検討委員会をこういうぐあいに立ち上げて、こんな点を検討してきたとか、先ほどお話ありました磐田とか袋井なんかも調査されたようですので、こんなことで最終的な結論に至ったと、いわゆる検討のおおよその流れというんですか、そこら辺について説明をいただけたらと思います。お願いいたします。

○議長（二橋益良） 教育次長。

○教育次長（落合 進） 大まかな概要につきまし

では、先ほど渡辺議員にお答えしたとおりでございますけれども、検討の結果ですけれども、特に検討委員会という委員会を立ち上げて検討したわけではなくて、スポーツ推進課と教育委員会の事務局の内で話し合い、情報を得ながら今回の結果になったということでございます。以上です。

○議長（二橋益良） 吉田建二君。

○8番（吉田建二） サービスの向上とコスト削減を目指していこうという大きな目的のために、今回指定管理者制度を一本に絞ってやっていこうと、こういうことですので、やってみただけでも非常にぐあいが悪かったというようなことが生じないように、非常に検討していただくというのは大事ではないかなと思うわけです。

そういう点で担当課の方がいろいろ一生懸命やられたということですので、これもその結果を期待していきたくと思いますけども、そこら辺の検討はこういうことだったよということが本当は何らかの経過報告なんかで我々にお話がいただければ非常にそこら辺の理解もしやすいなとこんなぐあいに思った次第でございます。以上で質疑のほう終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（二橋益良） 以上で、8番 吉田建二君の質疑を終わります。

続きまして6番 佐原佳美さんの発言を許します。
6番 佐原佳美さん。

〔6番 佐原佳美登壇〕

○6番（佐原佳美） 6番 佐原佳美でございます。

今、6施設を一括して管理運営する理由はというのはお伺いしましてわかりましたが、先ほどの渡辺議員の質問の中のちょっと再質問という形でお伺いいたしますが、スポーツ推進課の職員の、スポーツ推進課の部署の場所を検討している、移すことを検討しているというお話がありましたが、職員の数の削減とか、その辺の予想、今何人から何人に減らせれそうとか、コスト削減といえますと。そこら辺のシミュレーションはされているのでしょうか。

○議長（二橋益良） 教育次長。

〔教育次長 落合 進登壇〕

○教育次長（落合 進） 佐原議員にお答えいたし

ます。

今現在、スポーツ推進課は課長以下5名の職員で管理事務所のほうで勤務してございます。指定管理者を導入した後は、最低でも施設管理をやっている職員1名は減じることができるのではないかとこのように考えてございます。以上です。

○議長（二橋益良） 6番 佐原佳美さん、どうですか。

○6番（佐原佳美） それは正規職員を1名減ずることができるということですか。それでコストダウンにつながるというように考えてよろしいですか。

○議長（二橋益良） 教育次長。

○教育次長（落合 進） 正確にお話しさせていただきますと、施設管理に携わっている若い職員は、0.7人工というような勘定をしてございます。それに係長だ課長が加わりますと、1人以上減ずることができるのではないかとこのように計算してございます。以上です。

○議長（二橋益良） 佐原佳美さん。

○6番（佐原佳美） ちょっとよくわかりませんが、またお伺いいたします。きょうは、どうしましょう、ちょっとわからないままですが、それ以上の回答はないのでしょうか。説明の仕方は。

○議長（二橋益良） 教育次長。

○教育次長（落合 進） 説明の仕方が悪いのかもしれないですけども、現実、スポーツ推進課、施設管理だけでなく、それこそ浜名湖のサッカーとかいろいろな社会体育の推進等をやってございまして、先ほど言いましたように課長以下5人、職員おりますけれども、5人の仕事の分量を計算しますと、正規の職員1名分が指定管理者導入するに当たりまして減ずることができるのではないかとこのように計算してございます。以上です。

○議長（二橋益良） 佐原佳美さん。

○6番（佐原佳美） 答弁は了解いたしました。ありがとうございます。

○議長（二橋益良） 以上で、6番 佐原佳美さんの質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で討論を終わります。

それでは議案第52号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手全員であります。したがって議案第52号は原案のとおり可決されました。

○議長（二橋益良） 日程第4 議案第53号 湖西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で討論を終わります。

それでは議案第53号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手全員であります。したが

って議案第53号は原案のとおり可決されました。

○議長（二橋益良） 日程第5 議案第54号 湖西市風致地区条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で討論を終わります。

それでは議案第54号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手全員であります。したがって議案第54号は原案のとおり可決されました。

○議長（二橋益良） 日程第6 議案第55号 湖西市新居関所周辺地区景観条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で討論を終わります。

それでは議案第55号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手全員であります。したがって議案第55号は原案のとおり可決されました。

○議長（二橋益良） 日程第7 議案第56号 財産の取得についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。初めに7番 渡辺 貢君の発言を許可します。7番 渡辺 貢君。

〔7番 渡辺 貢登壇〕

○7番（渡辺 貢） 議案第56号 財産の取得について、お尋ねをいたします。

念願の特殊はしごつき消防ポンプ自動車を1億5,000万余で購入契約を締結しようとのことですが、高額な買い物でありますので念のため確認をさせていただきたいと思っております。

入札の結果を見ますと、静岡森田ポンプ株式会社が1億3,985万円、税別ですけれども、株式会社森田名古屋支店が1億4,055万円となっております。会社の名前から想像いたしますと、系列関係のところとも推測をされます。そして2社の競争による落札率は99.42%と極めて予定価格に近く、2社の価格差も僅差となっております。

競争原理が働いてないのではないかと懸念が生じるような内容でございます。特殊はしごつき消防ポンプ自動車のメーカー及び販売の実態は、寡占の状態にあるのかとも思えますが、当局はこのことをどのように捉え、結果をどう受けとめておられるのか、お伺いをしたいと思います。お願いいたします。

○議長（二橋益良） 消防長。登壇してお願いします。

〔消防長 山本智康登壇〕

○消防長（山本智康） 渡辺議員にお答えいたします。

今回、はしご車の入札に当たりまして、車両の仕

様を本市の建物や道路状況など、地域の実情を踏まえた内容にいたしました。また参加資格につきましても、維持管理や故障時の迅速な対応を求めるなど、条件を設定した上で入札を執行いたしました。

そうした条件に加えまして、はしご車という消防車両の中でも特殊な車両ということもありまして、結果として2社による入札となり、落札率だけを見ますと競争原理が働いたとは言いがたい結果ではございましたが、入札については適正に行われたものでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（二橋益良） 7番 渡辺 貢君、どうですか。

○7番（渡辺 貢） 仕様書を既存の建物とか湖西市の道路の事情等、あるいは今後の維持管理の都合も指示をして入札をまとめたということですので、そのこと自体は必要なことだと思いますが、結果的に、ある記事も見ますと、この補助率が非常に低いと、この消防のポンプ自動車を含めたですね、そういうことについて国会での審議のやりとりをちょっと見たことがあるんですけども、そのやりとりの中でも実情寡占状態にあるのではないかとというように、そういうやりとりがありましたけれども、実際、この仕様でこういう条件がやむを得なかったのか、それともこのメーカーがほとんど寡占状態でどうもしょうがないということを事前に踏んで入札を執行されたのか、その辺ちょっとどのような形で事前調査をされたのか、わかる範囲で教えてくださいたいと思っております。

○議長（二橋益良） 消防長。

○消防長（山本智康） 現在、製造メーカーそのものにつきましては国内で2社、それから国外で1社、製造している状況でございます。その国外のメーカーにつきましても輸入代理店は国内のメーカーのうちの1社が行っているというような状況の中で、またはしご車そのものも15メートル級、24メートル級、30メートル級というようないろんな長さのはしご車がございますが、そうした中でも長さによっては車種をなかなかつくっていないような状況のタイプのものもございました。

そうした中で、今回、湖西市のほうで仕様をつく

った中でやはりなかなか参加できる形のもの、車種が少なかったというようなことから、こういった結果になったというふうに理解しております。以上です。

○議長（二橋益良） 渡辺 貢君。

○7番（渡辺 貢） ありがとうございます。高い買い物ですので、大切に有効に活用をしていただきたいと思います。終わります。

○議長（二橋益良） 以上で、7番 渡辺 貢君の質疑を終わります。

続いて8番 吉田建二君の発言を許します。8番 吉田建二君。

〔8番 吉田建二登壇〕

○8番（吉田建二） それでは質疑をさせていただきます。

はしごの長さは、今回24メートル級を導入すると、こう決められたということですが、この24メートルに決めた理由と、その決めるまでに至った検討の経過の概要説明をお伺いいたします。よろしくをお願いします。

○議長（二橋益良） 消防長。登壇してお願いします。

〔消防長 山本智康登壇〕

○消防長（山本智康） 吉田議員にお答えいたします。

現在運用を停止しておりますはしご車につきましては、平成元年に15メートル級はしご車として導入いたしました。当時は中高層建物が18棟でありましたが、現状では59棟となっております。今回は24メートル級と30メートル級の2車種で検討をいたしました。

検討内容につきましては、市内の道路事情、建物周辺の活動スペース等を考慮しまして、湖西市に最も適している車種を検討した結果、車両の全長が短く、はしご車を適切な位置に着けることができるため迅速な救助が可能になるなど、そうした理由から24メートル級に決定をしたものでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（二橋益良） 8番 吉田建二君、よろしいですか。

○8番（吉田建二） 機動性だとか、建物の状況等によって24メートル級と30メートル級を比較する中で、24メートル級を選択されたということですが、確かに消防車両、現場への急行する機動性というのは非常に重要だと思うわけですが、一方、市内の建物を見たときには、ホテルだとか工場だとか公共施設も結構今は高さのある建物がふえているわけですが、そういう点での高さへの配慮というか、対応というものについての、いわば24メートルと30メートルのその違いの差はどんなぐあいにクリアされていこうというふうに検討されたのでしょうか。そこら辺について説明を願いたいと思います。お願いします。

○議長（二橋益良） 消防長。

○消防長（山本智康） 現在、25メートルまでの建物としましては、59棟のうち46棟が25メートル以内という形になっております。率にしますと約78%。そうした中で、それ以外13棟の建物につきましては、25メートルでも届かない建物となっておりますが、実際的にはそうした建物の中でもおおむね8階あたりまでは25メートルでカバーをでき、それ以上カバーできない部分につきましては、相互応援協定の中で近隣の消防本部に応援を頼み対応するというような形で、まずは機動力を生かして迅速な救助を目指して、24メートル級を選んだという結果でございます。以上です。

○議長（二橋益良） 吉田建二君。

○8番（吉田建二） 検討された内容、理解いたします。有効に活用されることを期待したいと思っております。

2つ目の質疑をお願いします。

車両を配置される場所はどこに配置されるのでしょうか。また車両も大きくなると思います。車庫については問題はないでしょうか。この点についてお尋ねをいたします。

○議長（二橋益良） 消防長。

○消防長（山本智康） はしご車の配置場所は南分署といたしました。理由といたしまして、部隊運用、保管スペース及び出動時の安全管理上の観点などから決定をしたものでございます。

また車庫につきましては、車種の選定とあわせて車庫の寸法等を測定し決定をいたしましたので、問題はございません。以上です。

○議長（二橋益良） 吉田建二君。

○8番（吉田建二） 南分署に配置、こういうことで今聞きました。一般的に考えると、市域の中央部分に配置するのが自然な形だと思うわけですが、この点についての検討と今後に向けての方針というのですか、考え方等があればそこら辺をお伺いしたいと思います。いわゆる一般市民の人は中央部分に持つてくるというのが自然ではないかなと思うわけですが、そこら辺についての当局、消防本部の考え方というものをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（二橋益良） 消防長。

○消防長（山本智康） 現在、建物の割合ですが、おおむねの数字でいいますと鷺津地区で4割強、それから新所原地区、新居地区等では2割弱、それ以外、白須賀等含めると2割ぐらいございますが、確かにそういった分布上では鷺津地区は当然好ましい保管場所だとは思いますが、まず第一に消防の運用を考えたときに、現在本署で運用していません車両につきましては、指揮隊、それから救助隊、それと救急隊兼務の消防隊がございまして、救助隊につきました救助工作車を現場までまず持つていくのが救助の鉄則でございますので、実際にはしご車を持つていきたいとなりますと、救急隊は兼務ですので、なかなか操作等も含めて運用が難しいということから、南分署の消防隊が唯一専属の消火隊というような形をとっておりますので、そうした車両との、救助隊とペアで運用することを想定した中で、多少地域的な分布とは少し外れる部分はございますけれども、実際にはペアで運用するというのを重視して、南分署に配置を決めた次第でございます。以上です。

○議長（二橋益良） 吉田建二君。

○8番（吉田建二） 位置的なことではなくして、現実的なことを考え、緊急出動体制からいったときに、最も南分署が適切であると、こういうようなことから問題ないというような説明をいただきました。

市民の人は、私が冒頭先ほど申し上げたように、何で中央へ持つていかないのかなという疑問という

んですか、気持ちもあると思いますので、そこら辺のPRというんですか、ぜひこういうことだから南分署に配置してるんですよと。機動出動体制が最も理想的な形で対応できるということをぜひ市民の皆さんにお知らせしていただきたいと、こんなことを期待いたします。質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（二橋益良） 以上で、8番 吉田建二君の質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で討論を終わります。

それでは議案第56号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手全員であります。したがって議案第56号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とさせていただきます。再開は11時15分といたします。

午前11時04分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（二橋益良） それでは休憩を解いて会議を再開いたします。

日程第8 議案第57号 市道の路線の廃止についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で討論を終わります。

それでは議案第57号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手全員であります。したがって議案第57号は原案のとおり可決されました。

○議長（二橋益良） 日程第9 議案第58号 平成28年度湖西市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。初めに5番 楠 浩幸君の発言を許します。5番 楠 浩幸君。

〔5番 楠 浩幸登壇〕

○5番（楠 浩幸） 5番 楠 浩幸でございます。

私のほうからは議案第58号、一般会計補正予算の6款1項3目農林水産業費で議案書の40ページ、説明書は29ページになります。具体的な事業の内容は何かをまずお伺いします。よろしくお願ひします。

○議長（二橋益良） 市民経済部長。登壇して願ひします。

〔市民経済部長 長田尚史登壇〕

○市民経済部長（長田尚史） 楠議員にお答えいたします。

具体的な事業の内容につきましては、スプレー菊等の花卉を生産する農業者のグループに対して、ハウスの建設経費、農業機械のリース料等にかかる経費等を支援するもので、補助率は事業費の2分の1以内ということになっております。以上でございます。

○議長（二橋益良） 5番 楠 浩幸君、よろしいですか。

○5番（楠 浩幸） 次の2点目。事業内容は理解できましたので、2点目のこの産地パワーアップ事業、今説明のとおり2分の1というふうに書いてございましたけれども、事業によって補助率ですとか補助金額がさまざまだと思いますけれども、全体の事業規模がどれくらいなのか、お伺いします。

○議長（二橋益良） 市民経済部長。

○市民経済部長（長田尚史） 今回の事業規模につきましては、ハウスの新設が4件と、残り農業機械のリース1件でございます。

事業規模、事業費等につきましては1億5,777万7,000円を予定しております。以上でございます。

○議長（二橋益良） 楠 浩幸君。

○5番（楠 浩幸） ありがとうございます。補助率が2分の1ということで半額につきましては事業主さんで持ち出しということに、非常に心強い、我々としては応援をしたい事業でございます。

そんな中で3番目の質問に移りたいと思います。3番目ですけれども、このパワーアップ事業につきましては、いろいろと10%の生産性向上ですとか、いろいろな目標が求められておりますけれども、これ目標が達成できなかった場合、これはどういうふうになるのでしょうか。

○議長（二橋益良） 市民経済部長。

○市民経済部長（長田尚史） 目標の達成ができなかったらということですが、産地パワーアップ事業には、販売額10%以上の増加などの目標がありますが、達成できない場合につきましては、目標の達成に向けた改善計画の提出等が求められるほか、新たに事業をする場合には提出が認められないというようなものがあります。

また、事業計画と反する行為を意図的に行うなど、事業の趣旨に反することが明確な場合には、補助金等の返還が求められるということもございます。以上でございます。

○議長（二橋益良） 楠 浩幸君。

○5番（楠 浩幸） ちなみに代表的な目標の設定項目を教えていただければありがたいと思います。

○議長（二橋益良） 市民経済部長。

○市民経済部長（長田尚史） 先ほども申しましたが、産地パワーアップの販売額の増加が10%以上という目標が大きな目標になっております。以上でございます。

○議長（二橋益良） 楠 浩幸君。

○5番（楠 浩幸） ありがとうございます。4番目の質問に移りたいと思います。

今、販売額10%アップが目標というふうになりましたけれども、この事業主さんたちも7,000万強の投資をしながら生産性向上を販売10%向上を目標にされて事業を進められていくわけなんですけれども、湖西市として、支援団体としての位置づけ、また支援についてはどのように行っていくのかをお伺いします。

○議長（二橋益良） 市民経済部長。

○市民経済部長（長田尚史） 市におきましては、提出された産地パワーアップ計画が補助対象として適切であるかどうかを審査すること。また承認して計画の効果的な実施に向けて、県の農林事務所等と連携して推進と指導に当たっております。

また支援内容につきましては、自己資金、残りの半分の自己資金として農業者が経営資金等を利用する場合には、借入金の利子の補給を行うことで支援するという形で行っております。以上でございます。

○議長（二橋益良） 楠 浩幸君。

○5番（楠 浩幸） 県と共同で指導に当たっていただきながら、販売につきましてはやはり市の産物として積極的に、市長もこれからあと残るところはちょっと少ないですけれども、市全体で盛り上げていっていただきながら、我々も協力をしていかなければいかんかなというふうに思います。ありがとうございます。

次の大きな2点目でよろしいでしょうか。

同じく農業水産費の6款1項7目になりますけれども、3点ほど通告してございます。

ため池についてですけれども、調査の対象となるため池がどちらになるのか教えていただきたいと思っております。

○議長（二橋益良） 市民経済部長。

○市民経済部長（長田尚史） 調査対象のため池ですが、梅田地区にあります新池のほうを予定しております。以上でございます。

○議長（二橋益良） 楠 浩幸君。

○5番（楠 浩幸） 新池1カ所でしょうか。

○議長（二橋益良） 市民経済部長。

○市民経済部長（長田尚史） そのとおりでございます。以上です。

○議長（二橋益良） 楠 浩幸君。

○5番（楠 浩幸） それでは次の質問に移りたいと思います。

この新池なんですけれども、新池の利用状況についてお伺いしたいと思います。費用対効果も含めてですけれども、どのように活用されているのかをお伺いします。

○議長（二橋益良） 市民経済部長。

○市民経済部長（長田尚史） ため池の利用状況でございますが、約5ヘクタールの受益地、農地の受益地としまして主に5月から9月にかけて、主に水田の耕作等に利用しているという状況でございます。以上です。

○議長（二橋益良） 楠 浩幸君。

○5番（楠 浩幸） わかりました。私もあの付近では時々拝見をしておって、今水田が、これから蛍が飛んだりというようなところだと思います。

3点目。このハザードマップの作成につきましては住民の参画が求められているというふうに認識をしておりますけれども、今後どのような形でこのハザードマップをつくられていくのか、お伺いします。

○議長（二橋益良） 市民経済部長。

○市民経済部長（長田尚史） 住民参画につきましては、地元の集会場等で地域の皆さんとの検討会、またワークショップ等により、地域の皆さんと一緒にハザードマップを作成していくという計画でおります。

地域の情報に精通した皆さんと一緒に作成することで、より適切なマップが作成できるとともに、参加を通じて地域の皆さんの防災意識が向上するものと考えております。以上でございます。

○議長（二橋益良） 楠 浩幸君。

○5番(楠 浩幸) 地域と共同でやられるということなんですけれども、これは市民経済部が主体となってワークショップですとかそういったハザードマップの作成を進めていかれるということによろしいでしょうか。

○議長(二橋益良) 市民経済部長。

○市民経済部長(長田尚史) 専門の地図の製作につきましては、委託業者さんのほうにもお願いしますが、委託業者さんと一緒に地域に向いて行って、皆さんと一緒に考えるということで、農林水産課のほうで主導しながら進めていくという形で行いたいと思っております。以上でございます。

○議長(二橋益良) 楠 浩幸君。

○5番(楠 浩幸) よく地元を御承知の市役所の職員の皆さんがイニシアチブをとって、地域の皆さんと一緒にこのハザードマップ作成にかかわっていただきたいなということをお願いをして、私の質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長(二橋益良) 以上で、5番 楠 浩幸君の質疑を終わります。

続いて2番 菅沼 淳君の発言を許します。2番 菅沼 淳君。

[2番 菅沼 淳登壇]

○2番(菅沼 淳) 2番 菅沼 淳でございます。私は、市民会館管理運営費についてお伺いをいたします。

委託料747万5,000円は、市民会館の解体費用を算出するための設計委託料とありますが、専門業者に委託をしなければならない解体費用算出のための設計とはどのようなものか、内容についてお伺いをいたします。

○議長(二橋益良) 教育次長。登壇してお願いします。

[教育次長 落合 進登壇]

○教育次長(落合 進) 市民会館の委託でございますけれども、これは市民会館の解体工事の入札を行うための設計書及び図面を作成するものでございます。

内容につきましては、建物の解体では大屋根の解体工法、またアスベストの除去方法を含めた建物全

体の解体方法の設計や、外構・電気設備・給排水設備の解体による隣接施設への影響調査、また解体重機の仮設計画などを設計するものでございます。以上です。

○議長(二橋益良) 2番 菅沼 淳君、よろしいですか。

○2番(菅沼 淳) ただいまの説明については、既存の建物ですから、設備ですとか材質ですとか構造ですとか、そういうものを見積もりを算出する解体業者、これがノウハウを持つてると思うんですけども、今の説明ですと、そのためのまた調査ということで理解をいたしました。いずれにしても委託をしなければならない必要な業務であるということで理解をいたしました。ありがとうございます。終わります。

○議長(二橋益良) 以上で、2番 菅沼 淳君の質疑を終わります。

続いて7番 渡辺 貢君の発言を許します。7番 渡辺 貢君。

[7番 渡辺 貢登壇]

○7番(渡辺 貢) それでは一般会計補正予算1号についてお尋ねをいたします。

まず1点目は、歳出の6款1項3目の地域農政関係経費の補助金として、7,800万余が計上されておりますが、これは楠議員がいろいろ質問されて、お答えをいただきましたので、ある程度わかりましたけれども、もう少し細かくちょっと教えていただければと思います。

2分の1で7,800万というと、かなりの1億5,000万ぐらいですかね、以上の投資ということで、大規模な投資で、大変その意欲を高く評価したいと思っておりますけれども、先ほどの説明で、花卉という説明があったと思いますが、花は湖西にいろいろありますけれども、どんな種類の花なのかということと、ハウスが新設4件ということでしたけれども、どのくらいの規模というか、平米でいうとですね。

それから4件は大体同じ地区なのかどうなのか。地区の予定、おおよそで結構ですけども、北部のほうかなというふうに思いますけども、地区の予定ですね。

それと農業機械もこの金額からすると相当な農業機械かなというふうに思いますけども、どんなものかということ想定をしているのか教えていただきたいと思います。お願いします。

○議長（二橋益良） 市民経済部長。登壇してお願いします。

〔市民経済部長 長田尚史登壇〕

○市民経済部長（長田尚史） 渡辺議員の御質問にお答えします。

先ほど申しましたように、まず花卉の種類ですが、スプレー菊、スプレー菊といって放射状に咲く菊の種類だと聞いてますけど、スプレー菊の施設と、あと輪菊ということで、ちょっと細かい内容は私わからないですけど、輪菊の2種類というふうに聞いております。

ハウス4棟につきましては、面積でございますが、合計で約4,680平方メートルという合計で大規模な施設になります。それにつきまして事業費については、ハウス4棟の建設が1億5,444万円の2分の1が7,722万ということになります。また機械のリースにつきましては、ハウスの中で使います炭酸ガスの発生器と、ミスト設備というんですか、細かい霧状に噴霧する施設というふうに聞いてますが、そちらのほうの機械のリースが3,330万7,000円ということになっておりますので、その2分の1の経費166万8,000円、合わせて7,888万8,000円ということになります。

狙いとする事業効果につきましては、地域の営農戦略に基づいて生産性の向上や高付加価値化に取り組むという方に対して、施設の整備、機械リースの導入を行う意欲のある農業者を支援する。また花卉の産地として収益性をふやして合理化が図られるということを期待して支援するものです。

地区につきましては、やはり北部のほうが中心というふうに聞いております。以上で回答とさせていただきます。

済みません。先ほど答えました炭酸ガス発生器とミストの設備ですが、3,300万と言いましたが、333万7,000円という事業費になります。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（二橋益良） 渡辺 貢君、よろしいですか。

○7番（渡辺 貢） 細かいことを聞いて申しわけないですけども、わかったら教えていただきたい。予算ですので、これからのことだと思いますけども、4反6畝のハウスをつくるということになると、相当な規模になると思いますし、菊を中心にやるということですが、これは予定の事業者というんですか、複数ですか、それともお一人でしょうか。そういう予定はわかってますか。

○議長（二橋益良） 市民経済部長。

○市民経済部長（長田尚史） 産地パワーアップ事業につきましては、複数の事業者が投資をしていくということで聞いております。以上でございます。

○議長（二橋益良） 渡辺 貢君。

○7番（渡辺 貢） ありがとうございます。1番目の質疑は以上といたします。

2番目の歳出6款1項7目のため池の関係です。これは先ほど説明がございましたので、私も豊橋市のため池のハザードマップがネットで見れましたので、イメージはわかりました。そういう意味で過去にため池の築堤が決壊して災害があったという事故もありましたので、ぜひ有効に活用できるようにお願いをしたいと思います。そういう意味でこの質疑は取り下げをさせていただきます。

それから3番目の市民会館の件ですが、市民会館を解体する設計費用に、設計費がこんなにかかるのかというのは、みんな同じような思いをしておりますけども、入札をするに当たっては必要のかなというふうに先ほどの説明で思いました。

この件について、去る3日の新聞に全ての会議室は12月から使用停止をして、事務所の移転先はまだ決まっていないと、そういう新聞記事が出ました。既に6月ですので半年先のことでありますのでちょっと心配をいたしますが、その委託設計に関連して、改めて会議室の使用停止と事務所移転計画、これは先ほどのスポーツ推進課のことも絡むなというふうにさっきのお話で思いましたけれども、そういうことについての今のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。お願いいたします。

○議長（二橋益良） 教育次長。

○教育次長（落合 進） 会議室の使用につきましては、今議員が言われましたように12月1日から使用停止をするということにしております。

その理由は、一応市民会館の予約が半年後までできるということで5月に申し込みをいただいた方が11月まで既に申し込みがございましたので、できましたら既に申し込んでる方も代替施設があれば移っていただくようにお話しさせてもらってございますけれども、やはり各団体、予定をとってあるということで、なかなか移転も難しいということで一応最大限予約を入れてございました11月いっぱい閉鎖というようなことで考えてございます。

それと市民会館の中の事務所、社会教育課と文化課がございます。渡辺議員が言われましたように、先ほどスポーツ推進課もこの先管理事務所を出なければいけないという事態も想定されますので、今現在、社会教育課、文化課、スポーツ推進課をあわせてどこかへ移転ということで検討してございます。教育委員会といたしましては、できたら同じところに3課入っていただくのがいいのかなと思っておりますけれども、場合によってはそれぞれ分かれて入ると、移転されるということも想定できますので、そこら辺含めまして、現在大至急検討しておる状況でございます。以上です。

○議長（二橋益良） 渡辺 貢君。

○7番（渡辺 貢） 検討中ということで、それ以上は聞けないと思いますが、それぞれ市民にとっては非常に関心の深いそれぞれの課でありますし、市民サービス上もできるだけここに近いところでまわってというのが理想だと思いますが、答弁は理解いたしました。終わります。ありがとうございます。

○議長（二橋益良） 以上で、7番 渡辺 貢君の質疑を終わります。

続きまして8番 吉田建二君の発言を許します。

8番 吉田建二君。

〔8番 吉田建二登壇〕

○8番（吉田建二） 質疑をさせていただきます。

説明書29ページ、農業費、地域農政関係経費中、産地パワーアップ事業費補助金について、先ほどの

同僚議員の質疑の答弁の中で、現在ハウス4件、農機具リース1件とこういうことでございますが、希望農業者が今後さらに私もというような希望者が出てきたとか、そういうことで多くなった場合はどのような対応を考えているのか、その点についてお尋ねをいたします。

○議長（二橋益良） 市民経済部長。登壇してお願いします。

〔市民経済部長 長田尚史登壇〕

○市民経済部長（長田尚史） それでは吉田議員の御質問にお答えします。

希望者が多かった場合ですが、この事業につきましては、先ほど言いました販売額10%以上の向上、また生産出荷等のコスト10%低減、また面積要件もでございます。採択要件が厳しく、多くの農業者が申請できるかという制度ではありません。また既に国から県に予算配分がされておりますので、予算枠を超えた場合には先ほど申しました成果目標、面積数等のポイントで審査することになっておりますので、そちらの高い順の採択となります。

また希望者が多く、パワーアップ事業に採択されなかった場合につきましては、ほかの経営体育成支援補助金等の別の支援事業もございますので、そちらのほうを検討していただくことになるかと思えます。以上で回答とさせていただきます。

○議長（二橋益良） 吉田建二君、よろしいですか。

○8番（吉田建二） なかなか審査のあれが厳しいからというふうなお話もございました。私がここで質問をしたいといったその意図は、農業振興を推進していく上手において、こういう事業があるからどんどんどんどんまた予算要求とかそういう要望も努力していくので、御希望があったら相談にも乗りますし、一生懸命行政でも予算獲得というか補助金獲得に努力していきますよというように捉えていくのか、あるいはこれはもう限界があって、これ以上は非常に予算的には難しいので、ほかの事業のほうでやっていくように、そちらのほうで相談に応じていくというようにするのか、そういうような市の考え方というものがどんなぐあいになるのかなということを期待を込めて質問をしたわけですけども、今の

質問に対する答弁で何か後段のほうのように思うんですけども、今後こちら辺については、国とか県とかの方針としては、余り拡大していくというような方向性はないですか。その点についての今後の見通し的なことについて、どう捉えているか、そこら辺についてお尋ねいたします。

○議長（二橋益良） 市民経済部長。

○市民経済部長（長田尚史） 今後の見通しですが、もちろんTPPですか、の対策として国のほうも農業者を支援する制度のほうは拡充していくというところでございます。

市のほうにつきましても具体的な農業者さん、本当に自立して進んでいくという農業者さんがございましたら、相談に応じてこれからも補助金獲得とか、事業を支援していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（二橋益良） 吉田建二君。

○8番（吉田建二） 湖西市の中には遊休農地がたくさんございます。そういう点で市外からでもこういうようなものを利用してやっていきたいという方があれば、どんどんそこら辺を推進していくことによって、地域の農業振興、また市のそれが活性化につながっていくということです。そこら辺のところを期待しているということを申し添えさせていただいて、次の質問をお願いしたいと思います。

次に説明書47ページ、教育費の市民会館管理運営費中、解体設計委託の設計期間はどのくらいを予定しているのか、また発注の方法はどのように予定しているのか、この点についてお尋ねいたします。特に発注の方法については、一般的な競争入札を考えているのか、あるいは施設の内容を熟知しているというようなことで何か特命のことなんかを検討されているのか、そこら辺もあわせてお尋ねをいたします。

○議長（二橋益良） 教育次長。

○教育次長（落合 進） 市民会館の解体設計の期間でございますけれども、これは約3カ月間を予定してございます。一応7月中旬に入札を行って、10月中旬ぐらいまでに終わるのかなというふうに読ん

でございます。

また発注の方法につきましては、一般競争入札を予定してございます。以上です。

○議長（二橋益良） 吉田建二君。

○8番（吉田建二） 設計期間3カ月、そして一般競争入札を予定されているというように伺いました。一般競争入札で行くほうがよしと考えられた、その理由は何でしょうか。施設の内容をよく熟知しているようなところにこの解体の設計を特命で持っていくということは、手がたい設計が期待できるのではないかなと私感じるわけですけども、そこら辺についていかがでしょうか。どんな検討をなさったのか、考え方とその検討の内容をお尋ねいたします。

○議長（二橋益良） 教育次長。

○教育次長（落合 進） 基本的に一般競争入札で執行されるのが一般的かなというふうに考えてございます。そこら辺につきましては透明性を確保するためというふうに考えてございます。

そういたしまして、今回につきましても市民会館の解体につきましては一般競争入札を予定しているというところでございます。以上です。

○議長（二橋益良） 吉田建二君。

○8番（吉田建二） さきのリニューアルの設計を委託したときに、競争入札で行ったわけですけども、非常に内容が難しかったと、思っていたよりか難しいということで、非常に難航したという経緯がございます。今回はそんなに難しい工事ではないとお考えになってるかわかりませんが、いろいろの説明の中におくと、アスベスト対策だとかいろいろそういうような特質的なことがあるのではないかなというように私素人として感じるわけですけども、その点の失敗とか、思いのほか見込み額の予算額をまた追加するとかというようなことがなければいいかなということも若干心配しているわけですけども、そこら辺については、いま一度確認させてください、大丈夫ですね。その点についてお尋ねをいたします。

○議長（二橋益良） 教育次長。

○教育次長（落合 進） 今回の補正予算に上げさせていただいた金額でおさまるように努力していきたいと思っております。以上です。

とがございますので、ここでお昼の休憩とさせていただきます。再開は午後1時といたします。

午前11時58分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（二橋益良） それでは休憩を解いて会議を再開いたします。

11番 荻野利明君より発言を求められておりますので、許可いたします。

○11番（荻野利明） 11番 荻野利明です。

先ほど午前中の私の質疑中、2問目の質問につきましては、取り消しをさせていただきます。あわせて、この部分に係る発言の取り消しをお願いいたします。

○議長（二橋益良） ただいま11番 荻野利明君から、会議規則第64条の規定によって発言を取り消したいとの申し出がありました。

お諮りいたします。これを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、11番 荻野利明君からの発言取り消しの申し出を許可することに決定いたしました。

それでは11番 荻野利明君、第3番目の質問ということでお願いいたします。

○11番（荻野利明） 2問目については吉田議員の一般質問のほうで答えてありますので、3番のほうに移りたいと思います。

午前中にも言いましたように、今市民会館のことについて、いろんな市民からどうなっておるだ、いつ建てるだ、そういったことが非常によく聞かれるわけなんです。そういった意味で、この住民に対して、市民に対して、説明、私はまだまだ尽くされていないというふうに感じてるもんで質問するんですけども、これからのことについても、事が決まってから市民に知らせるのではなくて、こうしたいと思ったらそのときに市民に知らせて、市民の意見を十分吸い取って、私は決めてほしいと思いますが、その点はいかがでしょう。

○議長（二橋益良） 教育次長。

○教育次長（落合 進） 市民の皆様の意見聴取につきましては、市民会館運営委員会で御意見を伺ったり、また昨年7月に耐震補強計画を白紙に戻したことを決定した際には、自治会の関係者や利用頻度の高い文化協会の関係者を対象に説明会を開催し、御意見等を伺ってございます。

しかし、市民会館の解体につきましては、庁舎内、職員におけます市民会館検討委員会の検討結果や、また先ほどの4月の熊本地震の被害の大きさなどを見るたびに、ホールの天井の落下により会議室もある程度の被害を受けることが想定され、これに伴いアスベストの飛散による影響も考えられますことから方針を決定したもので、今回のことにつきましては特に市民への説明は行ってございません。以上です。

○議長（二橋益良） 荻野利明君。

○11番（荻野利明） 市役所ね、解体することはいいですよ、私も。ただ、現実の問題、市民会館、ごめんなさい、次長は説明した、説明したとそう言っても、現実問題として我々が聞かれるわけですから、実際の問題として。ですから、住民への、市民への説明というのをこれからもしっかりとやってほしい。これだけやればいいという問題ではないわけですから。いろんな時を見て説明するというところに努力をしていただくことをお願いして、終わります。

○議長（二橋益良） 以上で、11番 荻野利明君の質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で討論を終わります。

それでは議案第58号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手全員であります。したがって議案第58号は原案のとおり可決されました。

○議長（二橋益良） 日程第10 議案第59号 平成28年度湖西市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で討論を終わります。

それでは議案第59号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手全員であります。したがって議案第59号は原案のとおり可決されました。

○議長（二橋益良） 日程第11 議案第60号 平成28年度湖西市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御

異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で討論を終わります。

それでは議案第60号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手全員であります。したがって議案第60号は原案のとおり可決されました。

○議長（二橋益良） 日程第12 議案第61号 特別委員会の設置についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会議務局長朗読〕

○議長（二橋益良） それでは提案理由の説明を求めます。議会運営委員長 吉田建二君。

〔議会運営委員長 吉田建二登壇〕

○議会運営委員長（吉田建二） 8番 吉田建二です。議案第61号 特別委員会の設置について、御説明申し上げます。

本案については、新たに委員会を設け、特別に調査をする必要がある重要事項を付託事件として対応していくため、次の2つの特別委員会を設置しようとするものであります。

地域医療等対策特別委員会については、目的として、湖西市の多世代にわたる地域医療、介護等のあり方についてを調査研究していこうとするもので、定数を9人とするものであります。

次に広報広聴特別委員会については、目的として、議会活動全般にわたる広報広聴活動のあり方についての調査研究を進めるとともに、その活性化を図ろうとするもので、定数を9人とするものであります。

なお、設置の期間は調査終了するまでとするものであります。以上で説明を終わります。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

本件は会議規則第37条第2項の規定に基づいて委員会の付託は行いません。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で討論を終わります。

それでは議案第61号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手全員であります。したがって議案第61号は原案のとおり可決されました。

ただいまの議決により設置されました地域医療等対策特別委員会及び広報広聴特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第6条第1項の規定により、地域医療等対策特別委員会に福永桂子さん、菅沼 淳君、土屋和幸君、高柳達弥君、佐原佳美さん、竹内祐子さん、島田正次君、牧野考二君、二橋益良を、広報広聴特別委員会に楠 浩幸君、渡辺貢君、吉田建二君、加藤弘己君、荻野利明君、豊田一仁君、馬場 衛君、中村博行君、神谷里枝さんの、それぞれ9名を指名いたします。

○議長（二橋益良） 日程第13 議案第62号 議員派遣についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（二橋益良） お諮りいたします。本件は、提案理由の説明から討論までの一切の議事手続を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、直ちに採決いたします。本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、議案第62号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま議決されました議員

派遣につきまして、今後、変更の必要が生じた場合におきましては、その変更の決定を議長に一任させていただきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議ありませんので、そのように決定いたします。

○議長（二橋益良） 日程第14 請願第2号 自動車関係諸税の見直しについての意見書提出に関する請願を議題といたします。

本件は、6月2日の本会議で総務経済委員会に付託いたしました。お手元に配付してあります請願審査報告書のとおり報告されております。

ここで、総務経済委員長の報告を求めます。総務経済委員長 加藤弘己君。

〔総務経済委員長 加藤弘己登壇〕

○総務経済委員長（加藤弘己） 請願第2号審査報告をいたします。

本6月定例会において当総務経済委員会に付託されました請願第2号 自動車関係諸税の見直しについての意見書提出に関する請願について、6月8日午前10時より委員会を招集し、紹介議員に出席を求め慎重に審査をいたしました。請願第2号について、各委員から述べられた意見の主なものについて報告させていただきます。

採択すべきものとする意見。自動車関連産業が多い当市では賛同できる。排ガス測定をさらにきめ細やかに行うなど、環境へ配慮した制度をあわせて整えた上で、経年車への重課を見直すことには賛同する。

不採択とすべきものとする意見。燃料代だけに限らず、他の税目についてもタックスオンタックスは存在しており、あわせて見直しをしていくことが必要。環境保護の面から見れば、経年車への重課は当然である。

その他にも意見がございましたが、討論なく採決の結果、当総務経済委員会は、第1項及び第2項を全員賛成にて採択すべきもの、第3項を賛成少数により不採択とすべきもの、第4項を賛成多数にて採

採すべきものと決しました。以上で報告を終わります。

○議長（二橋益良） 総務経済委員長の報告は終わりました。

質疑を行います。ただいまの請願審査報告に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で討論を終わります。

それでは請願第2号について採決を行います。採決は項目ごとに区分して行います。

まず第1項 車体課税及び燃料課税の当分の間として措置される税率廃止を検討することを採択することに賛成する諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手全員であります。したがって第1項は採択することに決しました。

次に第2項 複雑な燃料課税を簡素化することを採択することに賛成する諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手全員であります。したがって第2項は採択することに決しました。

次に第3項 タックスオンタックスを解消することを採択することに賛成する諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手少数であります。したがって第3項は不採択することに決しました。

次に第4項 自動車税のグリーン化特例について、経年車への重課は再度検討し過大な負担とならないよう配慮することを採択することに賛成する諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手全員であります。したがって第4項は採択することに決しました。

○議長（二橋益良） 日程第15 請願第3号 所得税法第56条の廃止を求める意見書提出を求める請願を議題といたします。

本件は、6月2日の本会議で総務経済委員会に付託いたしました。お手元に配付してあります請願審査報告書のとおり報告されております。

ここで、総務経済委員長の報告を求めます。総務経済委員長 加藤弘己君。

〔総務経済委員長 加藤弘己登壇〕

○総務経済委員長（加藤弘己） 請願第3号、請願審査報告をいたします。

本6月定例会において当総務経済委員会に付託されました請願第3号 所得税法第56条の廃止を求める意見書提出を求める請願について、6月8日午前10時より委員会を招集し、紹介議員に出席を求め慎重に審査をいたしました。請願第3号について、各委員から述べられた意見の主なものについて報告させていただきます。

採すべきものとする意見。国連の勧告や世界の動向には従っていくべき。家族従業者や女性の地位向上などからの面からもこのような意見を国に届けることは賛同できる。

不採択とすべきものとする意見。税負担の公平性からは青色申告を進めていくことのほうが重要である。

その他にも意見がございましたが、討論の後、採決の結果、当総務経済委員会は、賛成少数にて不採択とすべきものと決しました。以上で報告を終わります。

○議長（二橋益良） 総務経済委員長の報告は終わりました。

質疑を行います。ただいまの請願審査報告に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で討論を終わります。

それでは請願第3号について採決を行います。国に対して、所得税法第56条の廃止を求める意見書を提出することを採択することに賛成する諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手少数であります。したがって請願第3号は不採択とすることに決しました。

ここで暫時休憩といたします。再開時間は追って連絡をいたしたいと思えます。

午後1時21分 休憩

午後2時19分 再開

○議長（二橋益良） それでは休憩を解いて会議を再開いたします。

休憩中に地域医療等対策特別委員会及び広報広聴特別委員会の委員長、副委員長の互選をしていただきましたので、その結果を報告いたします。

地域医療等対策特別委員会委員長に佐原佳美さん、副委員長に島田正次君。広報広聴特別委員会委員長に馬場 衛君、副委員長に渡辺 貢君。以上のおおりに決定いたしましたので御報告いたします。

お諮りいたします。休憩中、地域医療等対策特別委員会委員長及び広報広聴特別委員会委員長から、会議規則第108条の規定により、閉会中の継続審査の申し出がありました。この際、閉会中の継続審査の申し出を日程に追加し議題といたしたいと思えますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議ありませんので、そのように決定いたします。

続いて、休憩中に追加議案の提出がありましたので、事務局長から報告事項を申し上げます。

〔議会事務局長 山本一敏登壇〕

○議会事務局長（山本一敏） 議案書の受理について申し上げます。

休憩中に、総務経済委員会から意見書の追加議案1件が提出されました。以上で報告を終わります。

○議長（二橋益良） 報告は終わりました。

お諮りいたします。この際、追加議案を日程に追加し、議題といたしたいと思えますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議ありませんので、そのように決定いたします。

○議長（二橋益良） 日程第16 地域医療等対策特別委員会の閉会中の継続審査を議題といたします。

お手元に配付してあります申出書のとおり、地域医療等対策特別委員会委員長から閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

○議長（二橋益良） 日程第17 広報広聴特別委員会の閉会中の継続審査を議題といたします。

お手元に配付してあります申出書のとおり、広報広聴特別委員会委員長から閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

○議長（二橋益良） 日程第18 議案第63号 自動車関係諸税の見直しについての意見書の提出についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（二橋益良） 総務経済委員長に提案理由の説明を求めます。総務経済委員長 加藤弘己君。

〔総務経済委員長 加藤弘己登壇〕

○総務経済委員長（加藤弘己） 9番 総務経済委員長の加藤弘己です。

議案第63号 自動車関係諸税の見直しについての意見書の提出について、意見書案を朗読し、提案理由にかえさせていただきます。

自動車関係諸税の見直しについての意見書。

国は地方創生を重要政策に掲げ、人口減少に歯どめをかけるべく地方の活性化を図ろうとしています。一方で軽自動車等への税制改正が行われました。公共交通機関が整備された都市部と比較して、移動手段を自動車に依存せざるを得ない地方にとって、自動車は生活の足として必需品であり、複数台所有している世帯も多いことから、自動車に関する負担の増加は家計を大きく圧迫しています。加えて、さきの税制改正による平成27年度の自動車販売台数減少への影響は否めない状況です。地方には自動車関連工場が多く立地しており、経済や雇用を支える屋台骨となっています。今後も自動車に関係する諸税についても改正が予定されており、その影響ははかり知れません。自動車産業の衰退は地方からさらに人口の流出が懸念されます。

よって、国においては自動車関係諸税の見直しについて、下記事項を講ずるよう強く要望します。

1、車体課税及び燃料課税の当分の間として措置される税率廃止を検討すること。

2、複雑な燃料課税を簡素化すること。

3、自動車のグリーン化特例について、排ガス測定をきめ細やかに行うなど、環境へ配慮した制度をあわせて整えた上で、経年車への重課は再度検討し過大な負担とならないよう配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣宛て。
静岡県湖西市議会。

以上、よろしく審議いただきますようお願いいたします。以上です。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で討論を終わります。

それでは議案第63号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を

求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手全員であります。したがって議案第63号は原案のとおり可決されました。

○議長（二橋益良） 以上で本日の日程は終了いたしました。

それでは、これにて会議を閉じ、平成28年6月湖西市議会定例会を閉会といたします。お疲れさまでございました。

午後2時27分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 二 橋 益 良

署名議員 荻 野 利 明

署名議員 豊 田 一 仁